

秋田市宅地開発に関する条例新旧対照表

| 改 正 案 | 現 行 |
|--|---|
| <p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条 - 第6条の2）</p> <p>第2章および第3章 （略）</p> <p><u>第3章の2 市街化調整区域の開発行為等（第15条の2 - 第15条の4）</u></p> <p>第4章～附則 （略）</p> <p>第1章 総則</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、秋田市都市環境の創造および保全に関する基本条例（平成14年秋田市条例第25号）第2条の基本理念にのっとり、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）に規定する開発行為等に関し必要な事項を定めることにより、優良な宅地開発を促進するとともに、計画的で秩序あるまちづくりを推進し、良好な居住環境の整備を図ることを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 （略）</p> <p>2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) （略）</p> <p><u>(6) 既存集落 市街化調整区域内において、自然的社会的諸条件から一体的な日常生活圏を構成していると認められる地域であって、おおむね50以上の建築物（市街化区域内に存するものを含む。）が、その敷地相互間の間隔が50メートル以内で連たんしている地域をいう。</u></p> <p><u>(7) 大規模既存集落 独立して一体的な日常生活圏を構成していると認められる大規模な既存集落であって、秋田県知事又は市長が指定したものをいう。</u></p> <p><u>(8) 区域区分日 法第7条第1項に規定する市街化区域と市街化調整区域との区分に関する都市計画の決定により市街化調整区域として区分され、又は当該都市計画を変更して市街化調整区域が拡張された日をいう。</u></p> <p>第3条～第6条の2 （略）</p> <p>第2章 事前協議等</p> <p>第7条～第15条 （略）</p> <p>第3章の2 市街化調整区域の開発行為等</p> <p><u>（市街化を促進するおそれがない等と認められる市街化調整区域における開発行為）</u></p> <p><u>第15条の2 法第34条第8号の4の規定により区域、目的又は予定建築物等の用途を限り定める開発行為は、政令第8条第1項第2号口から二までに掲げる土地を含まない土地の区域における次に掲げる開発行為とする。</u></p> | <p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条 - 第6条の3）</p> <p>第2章および第3章 （略）</p> <p>第4章～附則 （略）</p> <p>第1章 総則</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、秋田市都市環境の創造および保全に関する基本条例（平成14年秋田市条例第25号）第2条の基本理念にのっとり、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）に規定する開発行為に関し必要な事項を定めることにより、優良な宅地開発を促進するとともに、計画的で秩序あるまちづくりを推進し、良好な居住環境の整備を図ることを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 （略）</p> <p>2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) （略）</p> <p>第3条～第6条の2 （略）</p> <p><u>（市街化調整区域における開発区域の面積の特例）</u></p> <p><u>第6条の3 政令第31条ただし書の規定による開発区域の面積は、産業の振興、居住環境の改善その他都市機能の維持又は増進に著しく寄与する開発行為に限り、5ヘクタールとする。</u></p> <p>第2章 事前協議等</p> <p>第7条～第15条 （略）</p> |

- (1) 既存集落又はその周辺の区域内において、土地を当該土地の存する区域に係る区域区分日前から所有している者（土地を当該土地の存する区域に係る区域区分日前から、所有し、かつ、当該既存集落又はその周辺の区域内に居住していた者から当該区域区分日以後に相続等の承継により所有している者を含む。）であつて、区域区分日前から当該既存集落又はその周辺の区域内に居住しているもの（以下この号において「本家」という。）の親族（当該本家との同居の事実がある者に限る。）が、新たに自己の居住の用に供する1戸の専用住宅を必要とし、かつ、当該既存集落又はその周辺の区域内において建築することについてやむを得ない事情があると認められる場合において、当該土地（その面積が300平方メートル以下のものに限る。）に当該専用住宅を建築することを目的として行う開発行為（第3号に掲げる開発行為を除く。）
- (2) 大規模既存集落の区域内に当該区域に係る区域区分日前から居住している者（次号において「本家」という。）が、大規模既存集落の区域（その区域の境界から100メートルの範囲の区域を含む。）内において、新たに自己の居住の用に供する1戸の専用住宅を必要とし、かつ、当該区域内において建築することについてやむを得ない事情があると認められる場合において、当該区域内の土地（その面積が300平方メートル以下のものに限る。）に当該専用住宅を建築することを目的として行う開発行為
- (3) 本家の親族（当該本家との同居の事実がある者に限る。）が、大規模既存集落の区域（その区域の境界から100メートルの範囲の区域を含む。）内において、新たに自己の居住の用に供する1戸の専用住宅を必要とし、かつ、当該区域内において建築することについてやむを得ない事情があると認められる場合において、当該区域内の土地（その面積が300平方メートル以下のものに限る。）に当該専用住宅を建築することを目的として行う開発行為
- (4) 土地収用法（昭和26年法律第219号）第3条に規定する事業の施行により、市街化調整区域に存する建築物を移転し、又は除却する必要がある場合に、これに代わるものを従前とほぼ同一の規模、用途および構造で建築し、又は建設することを目的として行う開発行為
- (5) 地区集会所その他の町内会等の自治組織において運営され、適正な管理が行われる建築物（他の目的の建築物として併せて使用されるものを除く。）を建築することを目的として行う開発行為
- (6) 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第24条第3項の規定による協議を経た関連事業計画に基づく移転、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第9条第3項の規定による勧告に基づく移転又はこれらと同等の移転として市長が認めるものに該当し、移転する建築物の代替となる建

建築物を建築することを目的として行う開発行為
(市街化調整区域における開発区域の面積の特例)

第15条の3 政令第31条ただし書の規定による開発区域の
面積は、産業の振興、居住環境の改善その他都市機能の
維持又は増進に著しく寄与する開発行為に限り、5ヘク
タールとする。

(市街化を促進するおそれがない等と認められる市街化
調整区域における建築行為)

第15条の4 政令第36条第1項第3号八の規定により区域、
目的又は用途を限り定める建築物の新築、改築又は用途
の変更は、第15条の2に規定する開発行為に係る開発区
域内において予定される建築物の要件に該当する建築物
の新築、改築又は用途の変更とする。

第4章 説明会等

以下 (略)

第4章 説明会等

以下 (略)